

唐津市文化事業団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成 23 年 10 月 27 日

規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人唐津市文化事業団定款（平成 23 年 7 月 22 日制定）第 16 条第 1 項に定めるもののほか、同条第 2 項及び第 3 項並びに第 31 条の規定に基づき、唐津市文化事業団（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（平 24 規程 2 ・ 一部改正）

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益法人認定法第 5 条第 13 号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（平 24 規程 2 ・ 一部改正）

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対し、職務執行の対価として、次条に規定する報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 3 役員等には、退職手当を支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、唐津市嘱託職員の報酬額に準じ、勤務日数等を勘案して、評議員会の決議により、決定するものとする。

- 2 非常勤役員（理事長及び常務理事を除く。）が、理事会又は評議員会等に出席した場合の報酬は、唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の文化財保護審議会委員の報酬額に準ずる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、唐津市の常勤の特別職及び一般職にある者には支給しない。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等支給に関しては唐津市文化事業団職員の給与等に関する規程（平成23年規程第5号。以下「給与規程」という。）に準ずるものとし、非常勤役員に対する報酬は理事会又は評議員会等への出席の都度支払うものとする。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、給与規程に準じて通勤手当を支給する。
- 3 役員等が業務のため出張したときは、当該役員等に対し、給与規程に準じて旅費（宿泊費を含む。）を支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益法人認定法第20条第2項に規定する報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(平 2 4 規 程 2 ・ 一 部 改 正)

(改 廢)

第 8 条 この規程の改廢は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(平 2 4 規 程 2 ・ 一 部 改 正)

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(平 2 4 規 程 2 ・ 一 部 改 正)

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成 23 年 10 月 27 日理事会議決)

附 則 (平成 2 4 年規程第 2 号)

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。